

■用途地域・住居系の変更	2
■固定資産税評価替え	6
■特別土地保有税	7
■みんなで支え合う年金制度	8
■平成6年度保育園入園児募集	12
■震盪引川越まつり	16

農業ふれあいセンター東側に移築・復元された旧戸田家住宅



都市計画法の改正により、用途地域・住居系が細分化

住みよいまちづくりを求めて



都市計画法が二十四年ぶりに抜本的に改正され、平成五年六月に施行されました。その中で、土地や建物の利用方法を定めた「用途地域」が細分化、平成八年六月までに全国一斉に、現在の八種類から十二種類に変更されます。この変更は、主に住環境の保護を目的としたもので、安全で快適な住みよいまちづくりを進めるためのものです。

用途地域は、土地利用のルールです

私たちが新たに建築物を建てようとする場合、建てられる地域と、建てられない地域に出会います。それは、私たちの土地が、各人の勝手気ままな建築を制限し、快適な住環境を作り、限られた土地を有効に使うためのルールで守られているからです。

市内の土地は、まず、建築物が建てられる「市街化区域」と、原則として建てられない「市街化調整区域」に二分されています。しかし、市街化区域ならどんな建築物でも建てられるかという点、そうではありません。市街化区域は、さらに住居系・商業系・工業系の三系統に大別される「用途地域」に分けられ、土地や建物の利用方法について定められています。

用途地域は、建築物の使われ方や形態の混在を防ぎ、住宅地は住宅地域らしい、商業地は商業地域らしい、工業地は工業地域らしいまちづくりを進めていくために定められたものです。それは、住みやすさ、働きやすさを生み出す一手段です。例えば、ある日突然、閉鎖住宅街に工場が出来たらどうでしょうか、三十階建ての商業ビルが出来たらどうでしょうか。用途地域は、建築物を適正な場所へ納まるように、交通整理的な役割を果たすものです。

現在、用途地域は、八種類に細分化され、どんな建物が建てられるか、建てられないかを区別しています。そして、これを基に、建ぺい率（建築面積が敷地面積に占める割合）と容積率（床面積の合計が敷地面積に占める割合）が決められています。

都市計画法の改正趣旨

昭和44年施行の旧都市計画法は、当時社会的な問題になっていたスプロール（虫食い状態）化による住環境の悪化防止に重点を置いたものでした。その後、社会構造・経済情勢が大きく変化、地価高騰時には業務ビルや商業店舗が住宅地へ無秩序に進出、居住環境が悪化するなどの問題が生じてきました。そうした問題に対応し、総合的に土地政策を進めるため、今回の改正が行われました。新都市計画法には主に、住環境の保護を図るための用途地域の細分化、地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針（マスタープラン）の創設などが掲げられています。

住居系が七種類に細分化されます

平成五年六月に改正都市計画法が施行され、平成八年六月までに用途地域・住居系が、七種類（現在十二種類）に分けられることになりました。商業系・近隣商業地域・商業地域と工業系（準工業地域・工業地域・工業専用地域）は原則的に従来どおりで、用途地域の変更はありません。住居系の細分化により、用途地域の合計は、現在の八種類から十二種類になります。

⑤第一種住居地域

住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域

住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわらず店舗・事務所等が建築できる地域。

住みやすさを求めた変更です

川越市では、昭和三十八年に初めて用途地域が定められました。そして、旧都市計画法の改正により昭和四十八年、現在の八つの用途地域に変更されました。その後、指定地域の変更はありましたが、用途地域そのものが変更されるのは、約二十年ぶりのことです。

時代の変化は、産業の形態や人口の動態を変え、土地の使われ方を変えてきました。これまでの用途地域では、住宅地に不釣り合いな店舗・事務所等のビルの林立を許容してしまいました。また、ここ数年に進出してきたカラオケボックスのような建物に、現行では対応しきれなくなってきました。そこで、時代に即応できるように、今回の都市計画法の改正、用途地域・住居系の変更となったのです。

この変更では、「環境優先・生活重視」を基本理念に、住環境の適切な保護を中心にしたまちづくりが進められていきます。そのため、新用途地域への指定替えは、次の四点を基本に行われます。

- 地域的な広がり・時間的な継続性が重視され、現在指定されている用途地域の大幅な変更は行われません。
- 良好な居住環境の保護を図ることが主目的なので、住宅以外の用途は細かく制限されます。
- 用途地域を基に、さらに土地利用のきめ細かい規制・誘導が図られるよう地区計画（生活環境を守るため、高さ・最低敷地面積の制限などの取り決め）、伝統的建造物群保存地区（歴史的建造物が集中している地域の環境を守るため、都市計画決定される地区）などの制度が検討されます。
- 都市基盤の整備、良好な都市環境の創造、地域の自立のための土地利用が行われる予定の地域では、用途・形態制限の必要な見直しが行われます。

今回の改正では皆さんの意見を聞きながら原則的には、良好な住環境を保護する用途地域に移行されますが、建ぺい率と容積率は変更されません。また、都市計画法の改正にあわせて、建築基準法も一部改正されています。

川越市都市計画図

あなたは、自分が住んでいる場所が、現在どんな用途地域なのかを知っていますか。

川越市の都市計画面積は、一〇九・一〇平方キロ。内訳は、市街化区域の三二・三二平方キロ、市街化調整区域の七六・七九平方キロ。今回の用途地域の変更に関係する住居系は約二五・八〇平方キロで、市街化区域のおよそ八〇パーセントに当たる地域になっています。

一万五千分の一に縮尺された「川越市都市計画図」(左写真)は、用途地域別に八色に着色されたものです。また、建ぺい率、容積率、都市計画道路・公園、区画整理事業地等も掲載されています。同図は、無料で閲覧できるほか、四百円で販売もされています。

閲覧・販売窓口：市役所五階都市計画課



都市計画図の一部

③第一種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅（高さ十メートルを超える建物）地。床面積五百平方メートル以内の店舗・飲食店等は建てられます。

④第二種中高層住居専用地域
環境良好な中高層住宅地で、主要な道路に面する地域等。床面積千五百平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

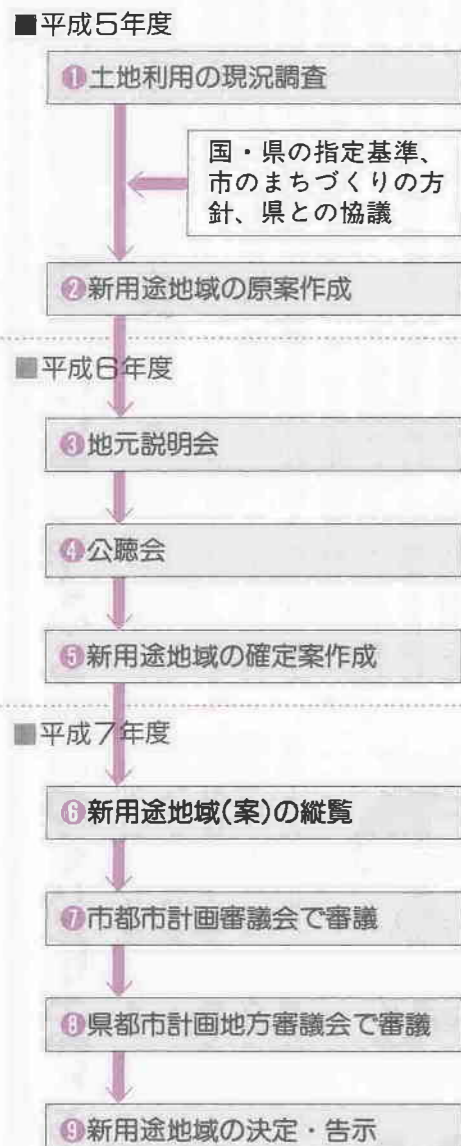
①第一種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅（高さ十メートル以内）専用地域。兼用住宅で、床面積五十平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

②第二種低層住居専用地域
環境良好な低層住宅地で、主に主要な生活道路に面する地域。環境と調和する床面積百五十平方メートル以内の日用品販売店舗・飲食店等は建てられます。

⑤第一種住居地域
住宅地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域。床面積三千平方メートル以内の店舗・事務所等は建てられます。

⑥第二種住居地域
住居地と店舗・事務所等が調和する環境を保護する地域で、規模にかかわらず店舗・事務所等が建築できる地域。

指定替えスケジュール



今回の都市計画法の改正では、用途地域制度と一体となる、次のような改正も行われました。

市町村マスタープラン
都市計画の基本方針として、市全体の構想と地域別構想を市が定める制度。皆さんの意見を反映しながら、将来の都市づくりの基本方針、地域別の市街地像・整備方針などをきめ細かく、総合的に定めることができます。

地区計画制度の拡充
市では、策定に向け検討しています。地区計画は、良好な市街地環境の形成・保全を図るため、建築物の用途・形態制限、道路・公園などの配置を地域の特性に応じて定めたもの。市は、用途地域とあわせた住みよい環境づくりに向けて、策定を推進していきます。

平成八年六月までに、改正されます

用途地域の指定替えは、市民の皆さんの声を聴くなど、左表のような手続きを踏まえます。その作業は、川越市の場合、市と県が協議しながら行っていくきます。

- 1 市街化区域内の建物を対象に、使われ方、何階建かなどを調査。
- 2 右の調査結果を基に、国・県の指定基準、市のまちづくり計画などと照らし合わせ、県と協議しながら指定替えの原案を作成。
- 3 原案説明会を、平成六年六月〜八月、市街化区域の中学校地区ごとに実施する予定。また、区画整理事業、地区計画策定の話し合いが進められている地区でも、必要に応じて開催予定。
- 4 説明会終了後、皆さんの意見を聴くために公聴会を開催。
- 5 指定替えの原案を見直し、確定案を作成。
- 6 指定替えの確定案を、皆さんに縦覧。
- 7 指定替え確定案を、市都市計画審議会・県都市計画地方審議会で審議。
- 8 新しい用途地域を、平成八年六月までに決定・告示。
- 9 新日程、方法など詳しくは、広報川越でお知らせします。

※ 今回の都市計画法の改正では、同法施行後、三年以内(平成八年六月まで)に新用途地域を定めることが義務付けられています。私たちのまちが、住みよいまちになるためには、皆さんの積極的な参加が必要です。地元説明会、公聴会、新用途地域(案)の縦覧では、意見を述べることであります。これらの意見を基に、新用途地域を知事が決定していきます。

新しい用途地域が決定・告示されると、告示された日から新用途の規制が始まります。そうすると、新用途に反する建築物は、建てられなくなります。

表II 住居系・用途地域別の建築物の制限(概要)

建築物の例	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、一定規模以下の兼用住宅の店舗・事務所、小・中・高校、幼稚園、図書館、神社、寺院、教会、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専修学校、病院	×	×	○	○	○	○	○
床面積が150㎡以内の一定の店舗・飲食店	×	○	○	○	○	○	○
床面積が500㎡以内の一定の店舗・飲食店	×	×	○	○	○	○	○
上記以外の物品販売の店舗、飲食店、事務所	×	×	×	※1	※2	○	○
ボウリング場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習所、床面積が15㎡超の畜舎	×	×	×	×	※2	○	○
マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、カラオケボックス	×	×	×	×	×	○	○
2階以下で、床面積が300㎡以下の自動車車庫	×	×	○	○	○	○	○
上記要件を超える自動車車庫、営業用倉庫、客席の床面積が200㎡未満の劇場、映画館	×	×	×	×	×	×	○
客席床面積が200㎡以上の劇場、映画館、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、個室付き浴場	×	×	×	×	×	×	×
作業場床面積が50㎡以下の工場で、危険性や環境悪化のおそれが非常に少ないもの	×	×	×	×	○	○	○
作業場床面積が150㎡以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○
火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵、処理量が非常に少ない施設	×	×	×	※1	※2	○	○

○=建てられます
 ×=建てられません
 ※1は、2階以下かつ床面積が1,500㎡以下の場合には建築可能です。
 ※2は、床面積が3,000㎡以下の場合には建築可能です。

用途地域の変更について詳しくは、都市計画課計画係☎内線545へ。

用途地域は、このように変わります

次に、新用途地域はどのようなものかをご理解いただくため、表とイラストをご覧ください。

表Iは、現行の用途地域がどのように変更されていくのかを示したものです。表IIは、住居系の新用途地域に建てられる建物、建てられない建物の具体例。イラストは、住居系の新用途地域をイメージにとらえたものです。

住居系の用途(建築)の規制は、第一種低層住居専用地域↓準住居地域の方々に、緩やかになります。

表I 用途地域の新旧対照表

現行		改正	
用途地域	用途規制	用途地域	用途規制
第1種住居専用地域	住宅、学校、公衆浴場、診療所、50㎡以内の兼用住宅等は建築可	第1種低層住居専用地域	旧第1種住居専用地域とおおむね同じ
第2種住居専用地域	上記以外と、工場、ボウリング場、パチンコ屋、ホテル、1,500㎡超または3階以上の事務所・店舗等は建築不可	※第2種低層住居専用地域	上記と、150㎡以内の店舗は建築可
住居地域	上記と、劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、営業用倉庫、50㎡超の車庫・危険性や環境悪化を誘う工場等は建築不可	※第1種中高層住居専用地域	上記と、病院、児童福祉施設、500㎡以内の店舗は建築可
近隣商業地域	劇場、映画館、キャバレー、個室付き浴場は建築不可	第2種中高層住居専用地域	旧第2種住居専用地域とおおむね同じ
商業地域	150㎡超の工場、危険性や環境悪化を誘う施設は建築不可	※第1種住居地域	上記と、パチンコ屋、カラオケボックス、3,000㎡超の事務所・店舗は建築不可
準工業地域	火災危険性、公害発生等を誘う施設は建築不可	第2種住居地域	旧住居地域とおおむね同じ。300㎡以内の車庫は建築可。
工業地域	ホテル、キャバレー、個室付き浴場、劇場、病院等は建築不可	※準住居地域	上記と、木材粉砕工場は建築不可。車庫、150㎡以内の自動車修理工場等は建築可
工業専用地域	住宅、店舗、図書館、ボウリング場、パチンコ屋等は建築不可	近隣商業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		商業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		準工業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		工業地域	今回の改正では、大きな変更はありません。
		工業専用地域	今回の改正では、大きな変更はありません。

※は、今回の改正で新設された用途地域。

→ 住環境の保護を目的とした、ほとんどの地域に適用する原則的な指定替え。
 → 基盤整備やまちづくり構想がある地域に適用する指定替え。
 - - - 特に良好な住環境を保護する必要がある地域に適用する指定替え。

住居系の用途地域

イメージ図

●第1種低層住居専用地域

低層(高さ10m以下)の住宅地。兼用住宅で床面積50㎡以内の店舗・事務所、診療所等は建築可。

●第2種低層住居専用地域

主要な生活道路に面した低層の住宅地。床面積150㎡以内の日用品販売店舗、飲食店等は建築可。

●第1種中高層住居専用地域

中高層(高さ10m超)の住宅地。床面積500㎡以内の店舗・飲食店、病院、大学等は建築可。

●第2種中高層住居専用地域

主要な道路に面した中高層の住宅地。床面積が1,500㎡以内の店舗・事務所等は建築可。

●第1種住居地域

住宅と店舗・事務所が調和する地域。床面積が3,000㎡以内の店舗・事務所は建築可。

●第2種住居地域

住宅と店舗・事務所が調和する地域。店舗・事務所等は、規模にかかわらず建築可。

●準住居地域

幹線道路に面した、住宅と自動車関連施設が調和する地域。150㎡以内の自動車修理工場は建築可。

正しい評価と無理のない負担でふるさとをいかに生かします

固定資産税平成六年度評価替え

■固定資産税について

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の毎年一月一日現在の所有者に、その資産価値に応じて納めていただく市税です。

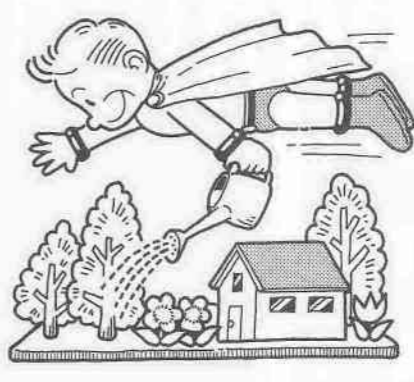
川越市の平成五年度一般会計歳入予算（六月補正後Ⅱ表Ⅰ）に占める市税収入の割合は、六三パーセント（四百八十七億円）。その市税収入のうち、三八パーセント（百八十四億円）が固定資産税（都市計画税を含みます）によるものであり、他の収入とともに大切な市の財源となっています。

この固定資産税のうち、土地と家屋については、三年ごとに評価替えが行われます。次の評価替えは、平成六年度に行われますが、この評価替えから、土地の評価は地価公示価格の七割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることにされました。

■土地評価の適正化

土地の価格には、公的土地評価といわれるものだけでも地価公示価格（国土庁土地鑑定委員会）、地価調査価格（都道府県）、相続税評価額（国税局）、固定資産税評価額（市町村）があります。

平成六年度の評価替えでは、公的土地評価相互の均衡と適正化を図るため、土地（宅地）の評価について、全国一律に地価公示価格の七割程度を目標に、不動産鑑定士による鑑定評価価格を採用して、評価の均衡化・適正化を推進することとされています。



負担は急に増えませんか

■適切な税負担の調整

今回の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ることが目的です。したがって、評価替えに伴う税負担を緩和するため、去る平成五年三月末に公布された地

方税法等の一部を改正する法律により、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、前年度の税額を基礎とした新たな負担調整措置をはじめとした、総合的な調整措置が講じられています。

問い合わせ：資産税課土地係 ☎ 線844

率は、地域によってかなりの差が出るが予想されますが、川越市の場合、住宅地区の宅地平均でおよそ五・六倍程度になると考えられます。

固定資産税

Q&A

Q 地価が下がっているのに、なぜ大幅な評価替えをするのですか。

A 今までの土地の評価替えでは、地価が上がっているときでも、税負担を考慮して、評価の上昇を極力おさえてきました。その結果、三大都市圏の土地のように、地価が急激に上昇したところでは、実際の価格と固定資産税の評価額とが大きく離れてしまい、また、全国的にも評価にばらつき

固定資産税

Q&A

Q 家屋の評価額はどうかになるのですか。

A 家屋も土地と同様に、三年ごとに評価の見直しを行っています。そして、前年度より評価が下がればその価格を、逆に上がってしまった場合には、前年度の価格に据え置く措置が講じられてきました。それが、平成六年度の評価替えでは、前年度の評価額を三パーセント減価する暫定措置がとられるため、すべての家屋

固定資産税

Q&A

Q 土地の評価額が上がると固定資産税も急が増えるのですか。

A 平成六年度の評価替えは、土地の評価の均衡化・適正化を図ることを目的としています。評価替えによる税負担の増加を極力抑制するため、土地、家屋を合わせた総合的な調整措置が講じられています。

モデルケース

●土地 200㎡の住宅用地

平成5年度評価額	5,080,000円(25,400円/㎡)	5.6倍の上昇	平成6年度評価額	28,400,000円(142,000円/㎡)
----------	-----------------------	---------	----------	-------------------------

●家屋 専用住宅(木造瓦2階建)床面積 104.95㎡ 昭和56年1月建築

平成5年度評価額	4,275,663円(40,740円/㎡)	3%の減	平成6年度評価額	4,147,393円(39,518円/㎡)
----------	-----------------------	------	----------	-----------------------

	平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	
土地	固定資産税	17,000	10%	18,700	10%	20,600	10%	22,600	10%
	都市計画税	9,700	5	10,200	5	10,700	5	11,200	5
計	26,700	8	28,900	8	31,300	8	33,800	8	
家屋	固定資産税	59,800	△3	58,000	0	58,000	0	58,000	0
	都市計画税	8,500	△4	8,200	0	8,200	0	8,200	0
計	68,300	△3	66,200	0	66,200	0	66,200	0	
合計	固定資産税	76,800	0	76,700	2	78,600	3	80,600	3
	都市計画税	18,200	1	18,400	3	18,900	3	19,400	3
計	95,000	0	95,100	3	97,500	3	100,000	3	

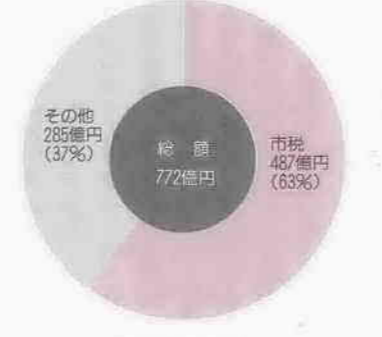
※伸率は前年度に対する伸率です。 表Ⅱ

が生ずることになりました。平成六年度の評価替えでは、このような点を見直して、全国的な評価の均衡化・適正化を図るため、地価公示価格や不動産鑑定士による鑑定評価価格などの客観的な評価額を基にして評価することとされたためです。

が最低でも三パーセント減価されます。なお、通常の見直しで三パーセント以上減価すれば、その価格が新しい評価額になります。

（メートル）であっても、土地については固定資産税が前年度の一〇パーセントの増加、都市計画税が前年度の五パーセントの増加となっています。また、家屋については固定資産税、都市計画税とも平成五年度に比べて少なくとも三パーセントの減少となっています。これをモデルケースの税額みると表Ⅱのようになります。

平成5年度一般会計歳入予算（6月補正後）



表Ⅰ

土地の有効利用を促進するための税制です

特別土地保有税

特別土地保有税は、昭和四十八年、土地の有効利用の促進などを目的とする政策的な税制として誕生。取得（売買、贈与、交換など）した土地を基準日において有効に利用していないと課税されるというものです。有効に利用しているかどうかの判断は、さまざまな税法上の取り決めがあります。

課税標準：土地の取得価格（売買価格など）

方メートル）に満たない場合徴収の方法：申告納付。①五月末日まで②十一月一日前一年以内の取得は、二月末日まで。七月一日前一年以内の取得は、八月末日まで

特別土地保有税

Q&A

Q 店舗建築のため十二月に土地を購入しましたが、保有税の基準日の一月一日までに建築することができませんでしたが、土地購入から一か月足らずで建築することは一般的に無理と思えますが、こんな場合でも保有税は免除にならないのですか。

A 基準日にその土地が「更地」であれば課税となります。土地の購入日が基準日の数日前であれば、半年前であれば、その期間の長短によって免除されることはありません。ただし、基準日に基礎工事に着手しており、その後順調に工事が進み完成すれば、免除になります。

特別土地保有税

Q&A

Q 昭和六十一年に市街化調整区域内の土地を購入し、現在、資材置き場と青空駐車場に利用しています。仮設の事務所もありますか……。

毎週水曜日は「乗らないDAY」。車を減らして空気の浄化にご協力をお願いします。

特別土地保有税の概要
目的：土地の投機的取り引きの抑制と有効利用の促進
納税義務者：①土地の保有に対して課するものⅡ昭和四十四年一月一日以降に取得した土地の毎

年一月一日現在の所有者（市街化調整区域では、保有期間が十年を超える土地を除く）②土地の取得に対して課するものⅡ昭和四十八年七月一日以降に取得した土地の取得者

問合わせ：資産税課土地係 ☎ 線844

みんなで支え合う年金制度

国民年金は、現在、保険をかけている人(被保険者)が、かつて保険料をかけていて現在、年金を受けている人(受給者)を助け、現在の被保険者の世代が年をとったときなどに次世代の被保険者が支えていく「世代と世代の支え合い」によって成り立っている制度です。

このため、国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入しなければなりません。二十歳以上であれば学生も国民年金に加入することになっています。

国民年金をより安定した制度としたいためには、被保険者に該当する世代が、きちんと国民年金に加入し、保険料を納めていただくことが必要です。被保険者の

くことによって財源を確保することが必要になります。

また、保険料を納めておかない場合、病气やけがなどで障害を持ったときに「障害基礎年金」が支払われなかったり、将来、受給年齢に達しても「老齢基礎年金」が受けられなくなったりしますので必ず加入してください。

老齢基礎年金は、原則として二十五年以上の受給資格期間を必要とし、二十歳から六十歳までの四十年間保険料を納めると満額の年金を受けられます。

国民年金は就職、退職、結婚など、その都度種別が変わり、保険料の納付方法が異なるため、変更の届け出が必要です。被保険者の

種別に異動が生じたときは、保険年金課または出張所に届け出をしてください。届け出をしないと将来、年金を受けるときに不利になる場合があります。

経済的な理由で納めることができないときは、保険料免除制度があります。学生にも免除制度がありますので保険年金課または出張所にご相談ください。

国民年金保険料の支払いは、納め忘れることがなく、支払いの期間が省ける口座振替をおすすめします。

問い合わせ：保険年金課年金係 ☎内線2655

遺児手当と入院助産費助成

市では、両親が共にいない児童の健やかな成長を願って遺児を養育している方に対し「遺児手当」を支給、また、妊婦が安心して入院助産を受けられるように一定所得額以下の世帯を対象に「入院助産費」を助成しています。該当者は、忘れずに手続きしてください。

遺児手当
資格：両親いずれとも別居している親の扶養を受けていない義務教育終了前の児童と同居し、養育し

ている保護者で、市内に住居登録または外国人登録をしている方
支給額：遺児一人につき月額八千五百円 手続き：印鑑、預金通帳を持ち福祉課へ申請
入院助産費助成
資格：世帯の総収入額が、生活保護法による生活扶助基準額(最低生活費)の一・五倍に満たない世帯(生活保護を受けている世帯は除く)で、市内に一年以上住み、住民登録または外国人登録をして

いる妊婦 助成額：入院助産一回につき二十八万円を限度(健康保険などから助産費が支給される場合、その額は控除されます) 手続き：印鑑、預金通帳、健康保険証、母子手帳、借家の場合は契約書など家賃の額がわかるものを持ち、出産日の三か月前までに福祉課へ申請

問い合わせ：福祉課児童福祉係 ☎内線2603

新しい保険証は届きましたか

国民健康保険に加入している世帯に新しい保険証(国民健康保険被保険者証)黄色またはサーモン色)を送付しました。十一月一日(月)からは、新保険証で受診してください。旧保険証(藤色または水色)は、使えなくなりす。

まだ届かないご家庭がありましたら、保険年金課へお問い合わせください。また、旧保険証は、同課か最寄りの出張所・連絡所にお返しください。

すでに会社等の健康保険に加入している方は、早急に国民健康保険の喪失手続きを行ってください。問い合わせ：保険年金課係 ☎内線2602

がんばれ、向学心 教育費の一部にお役立ててください

来春、小・中学校に入学する母子・父子家庭のお子さんに、県から就学支度金(入学準備金)が支給されます。該当する方は、申請をお忘れなく。

対象：平成五年度の市民税が非課税で、生活保護を受けていない母子・父子家庭および父母のいない児童を養育している家庭
申請方法：十二月二十八日(火)までに印鑑、預金通帳、遺族年金証書または児童扶養手当証書(母子家庭のみ)を持ち、福祉課児童

福祉係へお越しください
※申請最終日以降に母子、父子家庭になられた場合は、来年三月末日まで受け付けます。
問い合わせ：福祉課児童福祉係 ☎内線2691

川越市指定上下水道工事店変更のお知らせ

川越市指定上下水道工事店のうち、次の工事店が変更になりました。

七洋石塚設備株式会社川越支店
西小仙波町二二二二一九
☎22-3428
廃止(十月一日付け)

石塚設備工業株式会社川越支店
問い合わせ：下水維持課排水対策係 ☎内線326 または水道管理課庶務係 ☎3061

電気自動車の愛称は「そよかせ」に決まりました



舟橋市長から表彰状と記念品が贈られました。

八月十日発行の広報川越で募集した電気自動車の愛称にたくさんのご応募ありがとうございました。百八点の応募作品から厳正な審査の結果、中島美佐子さん(大袋新田)の応募作品「そよかせ」に決

定。十月二十三日(土)に産業博覧会場で愛称の発表が行われました。自然にやさしい電気自動車は、環境保護の啓発に用いられます。問い合わせ：環境管理課係 ☎内線2600

消費生活レポート11

生活情報センター ☎26-7066

炊飯器、修理か買い替えか

八年前に買ったジャー炊飯器の保温が急に効かなくなりました。電気店に持っていったら「修理代は三千円ぐらい」といわれ、しきりに買い替えを勧められた。納得がいけないが、どうしたらいいか。

それは、炊飯機能は何ともないにしても、八年使っていると全体に性能が落ちていると考えられるからです。通産省が決められている炊飯器の部品保有期間は六年。もちろんそれ以上たってもほとんどどのメーカーは部品を保有しているので修理は可能ですが、今回修理したとしても他の部分が故障しないとも限りません。また、ご飯そのものも最初のころに比べるとおいしく炊けなくなっていると思

う。それは、炊飯機能は何ともないにしても、八年使っていると全体に性能が落ちていると考えられるからです。通産省が決められている炊飯器の部品保有期間は六年。もちろんそれ以上たってもほとんどどのメーカーは部品を保有しているので修理は可能ですが、今回修理したとしても他の部分が故障しないとも限りません。また、ご飯そのものも最初のころに比べるとおいしく炊けなくなっていると思

それは、炊飯機能は何ともないにしても、八年使っていると全体に性能が落ちていると考えられるからです。通産省が決められている炊飯器の部品保有期間は六年。もちろんそれ以上たってもほとんどどのメーカーは部品を保有しているので修理は可能ですが、今回修理したとしても他の部分が故障しないとも限りません。また、ご飯そのものも最初のころに比べるとおいしく炊けなくなっていると思

それは、炊飯機能は何ともないにしても、八年使っていると全体に性能が落ちていると考えられるからです。通産省が決められている炊飯器の部品保有期間は六年。もちろんそれ以上たってもほとんどどのメーカーは部品を保有しているので修理は可能ですが、今回修理したとしても他の部分が故障しないとも限りません。また、ご飯そのものも最初のころに比べるとおいしく炊けなくなっていると思



障害者の福祉制度8

障害福祉課 ☎内線874

手話通訳者を派遣しています

耳や音声言語機能に障害を持つ方の生活圏を広げ、円滑な社会参加を営むことができますよう、「手話通訳者」を派遣しています。この利用範囲が、平成五年八月から、日常生活まで拡大されました。対象：市内在住の耳や音声言語機能に障害を持つ方で身体障害者手帳の交付を受けていて、手話がわかる方

- 利用範囲：対象者の日常生活に関すること。ただし、次の場合は含まれませんので、ご注意ください
- ①職業に関すること
- ②通勤・通学に関すること
- ③宗教活動
- ④政治活動
- ⑤個人の遊興、娯楽に関すること
- 利用日：日曜日・祝祭日・休日・年末年始(十二月二十九日～一月三日)を除く日
- 利用時間：月曜日～金曜日 午前九時～午後四時 土曜日 午前九時～正午
- 申し込み：派遣を希望する日の三日前までに、電話で(川越市社会福祉協議会 ☎25-5703・FAX 26-7666)
- 経費：無料(ただし、派遣に要する交通費、入場料などの経費は、利用者が負担することになります)

手話通訳者を募集しています

聴覚障害者に理解を持ち、手話通訳ができる方は、社会福祉協議会にご連絡を。手当：一時間二百円(一日六時間を限度とします)



両手を胸の前で軽くあわせると「ともだち」という意味になります。

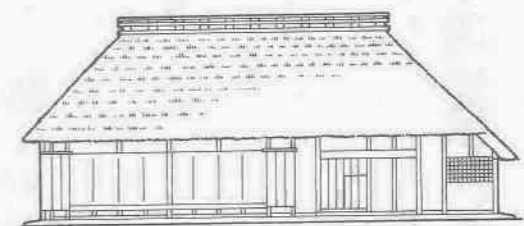
秋の火災予防運動実施中。火災予防の「かなめ」は、ひとりひとりが火の元に注意することです。

市民コンサート(12/5・市民会館)前売券販売中。詳しくは、市民文化課 ☎内線806へ。

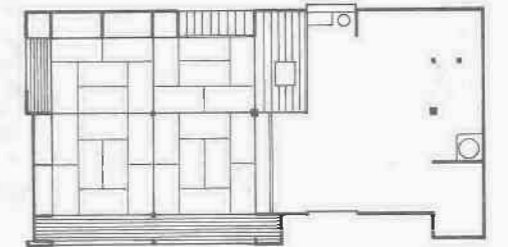
かやぶき屋根って味わいあるね

伊佐沼の北（農業ふれあいセンターの東側）に移築復元したかやぶき屋根の民家「旧戸田家住宅」の一般公開を十一月二十七日（土）午前十一時から始めます。

この「旧戸田家住宅」は、福原地区（下松原）に江戸時代末から明治始めごろの期間に建てられたと推定される典型的な農家住宅で



立面図(正面)



平面図

す。建物の面積は、およそ三十八・七坪（百二十七・七七平方メートル）。東半分は、広い土間で天井は根太天井、角には「うまや」といわれていた小部屋があります。西半分は、居室部で座敷は八畳二間、六畳二間の四間取り、襖をはずすと大部屋となります。

皆さんも昔の農家住宅をご覧になってみませんか。
 ※入館は無料。建物および敷地内は禁煙です。
 開館時間：午前九時三十分～午後四時
 休館日：月曜日・年末年始
 問い合わせ：農業ふれあいセンター
 ☎26-6551

Hello! 姉妹都市

セーレム市

ノースセーレム高校を訪れて

川越商業高校二年 秋山恵美

素晴らしい機会に恵まれて、本当に幸せでした。私が最初に言いたいのは、この一言です。

私たち生徒七名と引率の先生三名でオレゴン州セーレム市にあるノースセーレム高校の生徒の家へ、八日間、ホームステイしました。川商からノースセーレム高校へ生徒が派遣されるのは、今回が四度目。回を重ねるごとに互いの交流が深まっているようなのでとても楽しみにしていました。

今回のホームステイを引き受けてくれたのは、ローリー・モリソンさんの家庭で、姉のジュリーは昨年、川商を訪れたそうです。

ローリーとは、おしゃべりをして夜更かししたこともありました。私はその時間を使って、彼女にそろばんを教えました。彼女にはよく理解できなかったらしく、私がやってみせたら疑って電卓を持って来ましたが、最初、答えをまちがえてあせりました。

「Hello!」と挨拶を交わして、二度目は合っていたのでほっとしました。

セーレム高校では、日本語の授業があり、私も数回受けさせてもらいました。工夫があって、楽しい授業でした。ローリーは日本語の授業が好きだそうです。来年は、日本を訪れてみたいと言っていたので、ぜひ来てほしいと言いました。

軽い冗談を言い合っていたとき、私は「Hello!」と言ったつもりだったのですが、発音が悪かったらしく「Oh!」お腹がすいているんですね」と日本語まじりの英語で言われ、たくさん食べ物を出されました。そのとき、彼女は、私がお腹がいっぱいだったことを知っていたはずなのに……。おかげで、partyの発音を知ることができたので良かったと思います。映画を見ていて、全部英語だったので、いつのまにか寝てしま、少々いじめられたこともありましたが、しかし、とても楽しかったです。

ポートランド空港で、最後のあいさつをするときは、送るほうも送られるほうも別れを惜んでいました。とても良いホストファミリーに恵まれました。私は本当に幸せだったと思います。いつでも遊びに来ていいと言われたので、また訪れたいと心から思っています。アメリカの生活習慣も少しずつ理解でき、最初考えていた以上の目的を果たせ、意味あるホームステイだったと思います。



マウントフットのティバーラインロッジ前で

いきいきシルバニア

16

アジアの中の日本

若いときに中国吉林省通化市（当時は満州国通化省通化市）で暮らしていたこと、中国の歴史や漢詩が好きなことなどから中国に人一倍の愛着を持つ平澤博人さん（73歳・富士見町）。六十歳から中国について勉強を始め、この三つお金をためては、おむね毎年、中国を訪れ、昭和六十三年には、公民館活動で山西省訪問団の団長も務めました。

三国志やシルクロードなどの歴史や漢詩に縁のある地を訪ねる旅が十回を重ねたところで何か中国の役に立つ旅をしたいと考えた平澤さん。十



後列左から1人目が平澤さん

一回目となった今回は、中国内モン族自治区西部庫布齊沙漠の緑化事業に情熱を燃やす鳥取大学名誉教授遠山正瑛さん（87歳）の第十一次緑化協力隊に参加。旅行中、恩格貝の宿舎に三泊し、参加者三十人で二日間に千五百本のポプラを植樹したそうです。

この事業は、沙漠の緑化、農地化によって現地の生活を向上させることが目的。また、日本に飛んでくる黄沙を防ぐことにもなるそうです。平澤さんは「隣国として、中国に安定した生活を送ってもらいたい。木を植えることで自分が中国の役に立つことができると信じています。中国のためでもあるが、日本や世界のためにもなる」と言っています。

見せていただいた中国製の地図や復刻本の「大唐詩」からは、平澤さんの情熱が感じられました。今後は江南の上海、南京、揚州などを回り、戦争問題なども考えた旅をしたいとのこと。平澤さんにとって中国は、アジアの中の日本を考える舞台になっているのかもしれない。

家屋を取り壊したら忘れずに、お早めに



家屋を建て替えて新築した場合や老朽化などで家屋を取り壊した場合は、必ず年内中に届け出てください。

家屋の固定資産税は、一月一日に所有する建物にかかります。今年一月二日以降に取り壊した建物には、年内に取り壊しの届け出があれば、来年から固定資産税がかかりません。特に未登記家屋の取り壊しは、

いざというときの自主防災組織

みんなで守ったまち

大正十二年九月一日、マグニチュード（以下M）七・九の関東大地震が急襲したとき、東京は焼け野原となりました。しかし、このとき奇跡的に焼け残ったのが、神田の佐久間町と和泉町。火災が発生したとき、町の人たちが協力して水をかけあい、延焼を食い止めたからです。

将来、川越市が影響を受けると予想される大地震は、南関東地震（想定M七・九）、東海地震（同八・〇）、西埼玉地震（同七・〇）など。もちろん災害時の防災活動は、市や消防機関などが全力をあげて行いますが、交通の混乱や消防力の分散などで十分でないことも考えられます。そんなとき頼りになるのが、佐久間町と和泉町でみられた身近な自主防災組織です。

自主防災組織の設立を

いざというときに備え、防災の輪を地域に広げましょう。身近な自主防災組織は、私たちのまちを守る要です。

自主防災組織は、住民が地域ごとに団結し、「私たちのまちは私

結成時に補助金

たちが守る」という連帯意識を持って、自発的に防災活動を行うための集まりです。もしものときに備え、▼初期消火の方法▼危険な所のチェック▼避難経路の確認▼応急救護の方法などを、みんなで訓練しておきましょう。

組織づくりの補助制度

自主防災組織の結成時には、次の補助が受けられます。ご利用の対象：自治会などを単位とした地域の防災活動を行う組織

補助：補助金＝二万円＋組織内の世帯数×百円（合計額の上限は十万円）▼防災用品▶トランジスタメガホン、懐中電灯、非常用ろうそくなどの支給

問い合わせ：庶務課防災係 ☎内線4106

届け出先

▼登記済みの家屋：浦和地方法務局川越支局（豊田本二七七―三 ☎43-13824）

▼未登記家屋：市役所資産税課

問い合わせ：資産税課家屋係 ☎内線846



生命を守るシートベルト「カチッ」としてね。安全運転、彩の国。

「ゆとり」は、充実した生活の始まり。11月は「ゆとり創造月間」・11月22日は「夫婦の日」です。

おともだち、この指とーまれ



平成六年四月入園の保育園児募集

来年四月入園の保育園児を募集します。希望する方は、申請書類をお渡ししますので、保育課までお越しください。

受け付けは、下表の日程で行います。第一希望の保育園の受付会場へお出かけください。なお、該当日が都合の悪い方は、「総合受付」をご利用ください。ただし、総合受付は、混雑しますのでなるべくそれぞれの受付会場でお申し込みください。

会場の都合により車以外の方法でお越しください。また、お子さん連れの来場は、なるべくご遠慮ください。
現在入園中で、引き続き保育を希望する方も、申請手続きが必要です。この場合は、各保育園に申請書類が用意してありますので、お申し出ください。
※表中の年齢は、平成六年四月一日現在のものです。
問い合わせ：保育課保育係内線 272

区分	保育園名	定員	対象年齢	受付日	受付時間	受付会場
市中	中央	90	8か月から	12・9(水)	午後2時～5時30分	市役所7A会議室
市仙波	波	90	8か月から	12・7(火)	午後2時～5時30分	南公民館(新宿町)
市神明	明	90	8か月から	12・9(水)	午後2時～5時30分	市役所7A会議室
市小室	室	60	8か月から	12・29(金)	午後3時～5時30分	小室保育園
市臨田	臨田	80	1歳から	12・15(水)	午後2時～5時30分	南公民館(新宿町)
市新宿	宿	120	8か月から	12・15(水)	午後2時～5時30分	市役所7A会議室
市古谷	古	60	2歳から	12・14(火)	午後3時～5時30分	古谷保育園
市古谷	古	60	8か月から	12・14(火)	午後3時～5時30分	古谷第一保育園
市南古	南古	70	1歳から	11・30(水)	午後2時～5時30分	南古公民館
市南古	南古	60	8か月から	11・30(水)	午後2時～5時30分	南古公民館
市高階	高階	80	2歳から	12・13(月)	午後2時～5時30分	高階南公民館
市高階	高階	100	8か月から	12・13(月)	午後2時～5時30分	高階南公民館
市高階	高階	90	8か月から	12・10(金)	午後2時～5時30分	高階公民館
市大東	大東	60	2歳から	12・8(水)	午後2時～5時30分	大東公民館
市大東	大東	60	8か月から	12・6(月)	午後2時～5時30分	大東公民館
市霞ヶ関	霞ヶ関	60	8か月から	12・6(月)	午後2時～5時30分	霞ヶ関公民館
市霞ヶ関	霞ヶ関	60	8か月から	12・6(月)	午後2時～5時30分	霞ヶ関公民館
市川	川	60	8か月から	12・1(水)	午後3時～5時30分	川崎保育園
市名細	名細	60	2歳から	12・2(木)	午後2時～5時30分	名細公民館
市名細	名細	90	8か月から	12・2(木)	午後2時～5時30分	名細公民館
市下田	下田	90	3か月から	12・16(水)	午後2時～5時30分	霞ヶ関北公民館
市下田	下田	45	3か月から	12・16(水)	午後2時～5時30分	霞ヶ関北公民館
市増美	増美	90	1歳から	12・7(火)	午後2時～5時30分	南公民館(新宿町)
市増美	増美	80	3か月から	12・8(水)	午後2時～5時30分	大東公民館
市おおぞら	おおぞら	90	1歳6か月から	12・8(水)	午後2時～5時30分	大東公民館
市ハンビ	ハンビ	60	6か月から	12・16(水)	午後2時～5時30分	霞ヶ関北公民館
市ハンビ	ハンビ	60	3か月から	11・29(金)	午後3時～5時30分	貴精保育園
市高の葉	高の葉	80	8か月から	12・10(金)	午後2時～5時30分	高階公民館
市高の葉	高の葉	90	8か月から	12・18(土)	午前9時30分～正午	南公民館(新宿町)
総合受付	総合受付	90	右記の申請日に都合のつかない方	12・19(日)	午前9時30分～正午	中央公民館

平成6年度保育園入園申請受付日程表

みんなの作文

大好きなお祭り



高階西小学校四年 高野浩明

ぼくは、お祭りが大好きです。その理由はお祭りがにぎやかだからです。ぼくは、十月十五日が待ちどおしかったです。なぜなら、その日は、川越祭りだからです。その時に、ある店でたくさんのお金を使ってしまった。そのある店とは、射的なのです。その射的の店は、五本たおせば一等、四本たおせば二等というぐあいです。ぼくは、一回目は三等でした。おもしろかったのでもう一回やってみたらまた三等。

「くそお。」と思ってもう一回やったら二等でした。「やったあ。」と言ったけどやっぱり一等の賞品がほしかった。それでも一回やったら、また二等。「これで最後だ。」と言ったけどやっぱり二等でした。まあ、しかたありません。とうとうぼくは、あきらめました。

帰る時に、山車がどんどん集まってきた。通る所がきゅうくつ



「わっしょい、わっしょい。」とにぎやかな声が聞こえてくるはずだ。

おしゃべり倶楽部 56 気楽木



江戸後期、大東地区は甘ガキの里として知られていました。今でも、農家の庭先には、たくさんのカキの木が見られます。

大袋の東陽寺にあるのは「禅寺丸」という種類。「この木から村の各戸へ枝分けして普及させた」という言い伝えが残っているほど、この辺りではもとも古い木だそうです。幹も太く、枝ぶりも見事。「樹齢は200年ぐらい」と住職さんに教えてもらいました。

紅葉の色と果実の色にちなんだ「赤黄」にその名が由来するというカキ。澄んだ青空にだいたい色の実が映える季節になりました。

短歌

芳野短歌会

開拓の我が村に沈むとふさすらう農夫をカメラは捉ふ
長雨に差したる小枝に新芽もゆ自然の恵みにいのちいきいき
真夏日の数ふる程もなまにまに季移ろひて鈴虫の声
異常なる気象たたりて百日紅花も疎に八月も過ぐ
ミスしてはならない時にミスをして思わずステック叩きつたり
糖尿を病みにし夫の仏前に供える飯は今朝も大もり

川越まひる野短歌会

家事一つ出来ず嫁ぎてゆきし娘のらつきよう漬けしと電話を寄こす
植ゑてより十一年目に胡桃咲き染しみ植ゑし夫は世になし
透きとほるほどの白樺つづく道寝転び仰ぐ高原の空
雨の中ひとり歩みて洋傘の内なる世界にわが唄弾む

成田山短歌会

庭隅に採れし秋茄子糠漬けを朝餉に姑と色を賞で居り
夜汽車にはざわめきもなく冷え冷えし姉見舞ふ吾窓につれる
秋海棠を一枝さして心足らへり片こと言ひるし幼は眠る
波濤を思い切りよく抜け出して車一台反対方向へ

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 |
| 鹿飼 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 | 菅間 |
| 山田 | 石原町二 | 旭町二 | 東田町 | 山田 | 石原町二 | 旭町二 | 東田町 | 山田 | 石原町二 |
| 仙波町三 | 小仙波町二 | 小仙波町二 | 小仙波町二 | 仙波町三 | 小仙波町二 | 小仙波町二 | 小仙波町二 | 仙波町三 | 小仙波町二 |
| 大川泰子 | 林久子 | 山崎すみ子 | 和田敏子 | 大川泰子 | 林久子 | 山崎すみ子 | 和田敏子 | 大川泰子 | 林久子 |
| 岡田貴美子 | 馬場章子 | 長戸良枝 | 高柳郁子 | 岡田貴美子 | 馬場章子 | 長戸良枝 | 高柳郁子 | 岡田貴美子 | 馬場章子 |
| 藤村貞子 | 間仁田悦子 | 藤崎喜代 | 橋本多美子 | 藤村貞子 | 間仁田悦子 | 藤崎喜代 | 橋本多美子 | 藤村貞子 | 間仁田悦子 |
| 藤崎本男 | 江島富子 | | | 藤崎本男 | 江島富子 | | | 藤崎本男 | 江島富子 |

もしもしコーナー 56

赤い羽根共同募金は、都道府県単位に置かれていた共同募金会が中心になって行われているもの。この会で、民間の社会福祉施設や団体からの配分申請書を基に、募金の目標額が決定され、市町村などに割り振られます。このうち、川越市分として割り当てられた金額を世帯数で割ったものが、目安額の三百五十円として示されているのです。ご協力いただけるように設けた目安としてご理解ください。川越市社会福祉協議会 ☎25-5703

赤い羽根共同募金は、都道府県単位に置かれていた共同募金会が中心になって行われているもの。この会で、民間の社会福祉施設や団体からの配分申請書を基に、募金の目標額が決定され、市町村などに割り振られます。このうち、川越市分として割り当てられた金額を世帯数で割ったものが、目安額の三百五十円として示されているのです。ご協力いただけるように設けた目安としてご理解ください。川越市社会福祉協議会 ☎25-5703

下水処理を開始

平成5年11月1日から

11月1日から次の地番が下水処理区域になりました。該当する地番に家屋を所有する方は、トイレなど水洗化する義務が生じます。市の指定下水道工事店に依頼し、水洗化工事を行ってください。

- 一部区域とは、地番の一部が処理区域になったことをいいます。
- 全部区域…今福225番地 ▶ 砂久保34～37・39・40・47番地 ▶ 南大塚字富士見野493・497・498・501・502・504～510番地
- 一部区域…砂久保38・41・42番地

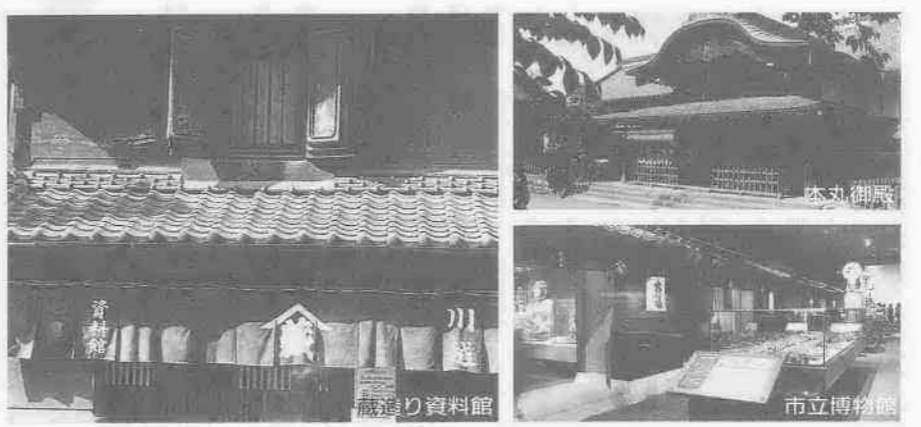
問い合わせ…下水維持課指導係 ☎内線274



「彩の国」情報 県民の日、無料になります。

※「彩の国」は、多彩な魅力を持つ埼玉県のアピールです。川越市では、11月14日(日)の「県民の日」に下記施設の入館料が無料になります。

川越市立博物館	☎22-5399	午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)
蔵造り資料館	☎25-4287	
本丸御殿	☎24-6015	



11月11日～17日は「税を知る週間」。私たちの税は、私たちの身の周りに生きています。

お知らせ

お知らせパツク

催し

●93消費者カレッジ

生活情報センター ☎26-7066
いずれも無料。
上手な手ぬぎ〜フリースキングの
コツ

日時：12月6日(月)、午後1時〜
3時 会場：南公民館 定員：
先着五十人 申し込み：11月20
日(出)、午前11時から電話で生活
情報センター(電話可)

●国際交流フェスティバル

高階南公民館 ☎45-3581
日本文化の紹介と東京アンサ
ンブル協会のミニコンサート。
無料。茶席、生け花、もちつき
などの体験コーナー(実費)も
あります。当日直接会場へ。
日時：11月27日(出)、午前10時〜
午後3時

●公開講座

高階公民館 ☎42-6064
老人の心理とコミュニケーション
について。当日直接会場へ。
無料。
日時：11月24日(出)、午後1時30
分〜3時30分 定員：先着百人

●ハローワーク

合同求人選考会
埼玉県・ハローワーク公共職
業安定所など主催。職業適性検
査コーナーもあります。当日直
接会場へ。無料。
日時：11月18日(出)、午後1時30
分〜4時 会場：西武本川越ベ
ー・ホールアトラス 対象：就
職、転職を希望する方(常用就
職者) 問い合わせ：埼玉県職
業安定所 ☎048-824-12
111内線3024

●市立図書館の催し

市立図書館 ☎22-0559
いずれも直接会場へ。無料。
歴史・時代小説フェア
時代・歴史小説の名作の展示
貸し出しとビデオ上映。
日時：11月26日(出)〜12月5日(日)
午前10時〜午後5時
歴史・時代小説フェアジョイン
ト映画会
丹下左膳、鞍馬天狗など。
日時：11月27日(出)・28日(日)、午
前10時〜午後5時 定員：先着
百二十人

●市民の日記念

ミュージアムコンサート
市立博物館 ☎22-5399
フォーク歌手・高橋勉さんの
歌とトーク。当日直接会場へ。
無料。
日時：11月28日(日)、午後1時〜
午後2時30分(二回) 会場：
屋外展示場 定員：先着五十人

●川越矯正展

川越少年刑務所 ☎42-0226
刑務所の製品の展示即売。子
どもみこし、家具、工芸品、靴
みそ、しょうゆなど。刑務所の
教育と職業訓練の紹介、コンピ
ューター・性格診断もあります。
直接少年刑務所(南大塚一五〇
八)へ。
日時：11月23日(祝)、午前9時30
分〜午後2時

農業ふれあいセンターまつり'93

11月27日(土)、午前10時〜午後2時

楽しい催しがいっぱいのお祭り。ふ
かしたてのサツマイモ、綿アメ、ポッ
プコーンのサービスもあります。ご家
族そろって出かけください。

●伊佐沼青空市

新鮮野菜の大安売り。先着 100人に
サツマイモ、ぶどう、ネギを無料配布。
野菜釣りコーナーもあります。
時間…午前10時〜正午

●手打ちうどん実演販売

時間…午前10時〜午後2時

●模擬店

まんじゅう、うどん、みそおでん、
焼きそばなど。
時間…午前10時〜午後2時

●ハーブ展

ハーブ喫茶コーナー、ハーブの無料

農業ふれあいセンター
☎26-6551

配布もあります。
時間…午前10時〜午後2時

●園芸相談コーナー

野菜や果樹栽培についての相談に応
じます。

●農産物展示

10数種のサツマイモ、サトイモ、ジ
ャンボカボチャなど。

旧戸田家住宅無料一般公開
福原地区から移築・復元されたかや
ぶき屋根の民家「旧戸田家住宅」を一
般公開(10ページ参照)。昔の農家の
生活用具を展示します。縄ない、俵編
みなどの実演もあります。

開館時間…午前11時〜午後4時



伊佐沼

何が起きているか 対象…就学前の児童を持つ保護者 経費…無料 ※直接、会場へ。問い合わせ…中央保育園 ☎22-2661

第16回川越市ファミリー劇場 白雪姫

SHOW
202978

社会教育課 ☎内線311



優しく、美しい白雪姫と7人のこびとのお話。姿も心も清らかな白雪姫の周りに、いつか何が起こるでしょうか。

日時…来年2月27日(日)、午前の部=午前10時〜正午 午後の部=午後1時30分〜3時30分

会場…川越市市民会館
対象…市内在住の小学生と保護者
定員…各1,200人(抽せん)
経費…無料
申し込み…12月10日(日)までに往復ハガキで、
社会教育課「第16回川越市ファミリー劇場」
係(〒350 元町1-3-1)

ハガキの記載…往信の裏に希望する部と入場者全員の住所・氏名・年齢・電話番号を、返信の表には代表者の住所と氏名を明記
※ハガキは1家族1枚に限ります。入場券は来年2月10日(日)までに送付する予定です。

(返信・裏)

入場券を印刷しますので
何も記入しないでください

川越市(〒350) 元町1-3-1
社会教育課
ファミリー劇場 係

(返信・表)

希望する部(午前・午後) 人
■入場希望者数
■入場希望者(全席)
氏名 住所・電話 年齢

代表者の住所
代表者の氏名

日時：11月24日(水)、午後1時30分〜4時 会場：霞ヶ関公民館
●不動産取引移動相談所
埼玉県・埼玉県地建物取引業協会が主催。宅地建物取引業法強調月間にちなんだ無料相談会。
日時：12月1日(水)・2日(木)、午前10時30分〜午後3時 会場：丸広百貨店本店八階パンケットルーム 問い合わせ：県庁土地行政課 ☎048-824-121
11内線3258

東後楽会館のおふろの使用を一時中止します。

老人福祉センター東後楽会館では、十一月十八日(水)〜二十一日(日)の四日間、浴槽の手すり取り付け工事のため、おふろのご利用ができません。ご承知おきください。
問い合わせ…東後楽会館 ☎24-00000

●キユービック講演会

総合政策課 ☎内線719

「自然を生かしたまちづくり」をテーマに、イラストレーター真鍋博さんの講演と、ミラージュ弦楽四重奏団のコンサート。



真鍋博さん

当日直接会場へ。無料。
日時：11月25日(木)、午後1時30分〜4時 会場：西文化会館

教室

●介護者教室

真壽園サービスセンター ☎23-3288
日時：11月20日(出)、午後1時30分〜3時30分 テーマ：飲み込み障害について 会場：南公民館 対象：失語症者とその家族、一般可 申し込み：電話で真寿園サービスセンター
●ボランティア講座(初級)
社会福祉協議会 ☎25-5703
盲人ガイド・車いす試乗体験、講習など。無料。

●女性講座おしやれ上手

霞ヶ関公民館 ☎31-1009
おしやれポイントをカラコーティーネーターが指導します。
日時：11月26日(金)・12月3日(金) 午後1時30分〜3時 対象：成人女性 定員：先着三十人 経費：百円 申し込み：11月17日(水)、午前10時から経費を添えて霞ヶ関公民館(電話可)

●高齢者教養セミナー

高齢福祉課 ☎内線220
講師に元待従・田中直さん、講談士・宝井琴枝さん、俳人・鈴木真砂さんを迎えて。無料。
日時：11月22日(月)・12月1日(水)・7日(火)・14日(火)・21日(火)・来年1月11日(火)・20日(水)、午後1時30分〜3時30分 会場：南公民館 対象：市内在住の60歳以上の方 定員：先着六十人 申し込み：11月15日(日)、午前8時30分から電話で高齢福祉課

相談

●市民文化課の相談

市民文化課 ☎内線862
行政書士相談
官公庁に提出する申請書類作成に関する相談。
日時：毎週第二・第四木曜日、

●暴力相談

川越市暴力排除推進協議会
(川越警察署内) ☎46-0110
暴力団などにかかわる相談。
日時：11月18日(水)、午前10時〜午後4時 会場：市民文化課相談室

●身障・ちえ遅れの巡回相談

障害福祉課 ☎内線873
日時：11月24日(水)、午後1時30分〜4時 会場：霞ヶ関公民館

消防特別点検でサイレンを鳴らします

11月21日(日)、午前6時〜

市内の消防署などで、消防特別点検のため、一斉にサイレンを鳴らします。ご承知おきください。

サイレンの鳴らし方

鳴る	15秒	休む	6秒
----	-----	----	----

3回繰り返す

問い合わせ…川越地区消防組合 ☎22-0700

「21世紀に向けての子育てを考える」講演会 日時…11月27日(土)、午後2時〜4時 会場…北公民館 テーマ…今、子どもに

川越市役所 ☎24-00011



川越まつり

子どもも大人も 祭り囃子に心が踊る

十月十四日(木)・十五日(金)、江戸の天下祭りを今に伝える「川越まつり」が盛大に行われまし
た。今年は九台の華麗な山車がひき回しに登場
。十四日は居囃子、十五日はいよいよ色あてやか
な手古舞姿の女の子を先頭にひき回し。ちよう
ちゃんに灯が入るころから祭りは最高潮を迎え、
威勢のいい掛け声と祭り囃子が秋の夜空に響き
渡り、子どもも大人も祭りを満喫しました。

夜のひっかわせて祭りは最高潮に



手古舞姿を先頭にひき回し



▲蔵のまちを山車が行く



▲あれ! ひかないの?



▲ひき回し前に
ハイ、チーズ!

川越篤職組合によるはしご乗り



▲しばし休憩



旅の空から 85 わたしの旅日記



四国・少林寺への旅

ジョシ・ハリ・オムさん(35歳・天沼新田)

ナマステ(こんにちは)、私は川越に住んで通算10年になります。2年半前に再来日しました。旅行では京都など幾つかの都市を巡りました。各地でおいしい食べ物や日本人の親切にふれました。特に川越は大好きな街の一つです。

6月26日・27日に四国へ行ってきました。ネパールには海がないので、特に瀬戸大橋の長さとりつぱなものにはほんとうにビックリしました。瀬戸内海の島々もたくさんあり、たいへんきれいで、いろいろな形の物が橋から見えました。今回の旅行は、少林寺拳法の4段を受験するため、香川県多度津町の総本部へ行きました。受験者70名の中でたった1人の外国人でしたので、不安でした。試験が終わり、合格者が発表された中に、自分の名前があったのでたいへんうれしかったです。妻と子どもを本国において2年半も厳しい修行を川越で続けた苦勞がいつべんにふっ飛んでしまいました。

少林寺拳法のルーツはネパール、インドにあるといわれています。そのネパールで帰国を機に来年1月道院を開き、青少年に教えていきます。

イラストコーナー



根岸祐子(12歳・下広谷)

川越の伝説 79

いぼ地藏さん(山田地区)

寺山の方に、たいへん正直で働き者のお百姓が住んでおりました。入間川の増水で土手がきされ、大洪水で家や田畑が荒らされる以外は、とりたてて困ったこともなく、毎日のんびりと暮しておりました。ところが最近になって、たった一つ困ったことがおきました。それは疣うぶです。最初は手の甲などにポツンとできていましたが、いつの間にか足にひろがり、それがとうとう顔にまであらわれ、さすがのお百姓も医者に通いましたが、いつこうに治りません。次は神だのみとばかり神社、お寺とあちらこちらお参りに行きましたが、どうにもよくなりません。ある日のこと、松山街道を南山田の方へ来た時です。辻つじの、道しるべのお地藏さんが目に入りました。これがもう最後の神だのみと思ってお地藏さんに向かって、「どうか身体はいぼがとれますように」と一心に願をかけました。そして、あくる日のことです。不思議なことに、あんなに苦しんでいた疣がすっかりとれているではありませんか。お百姓は身体を何度も何度もさわってみますが、もうどこにも疣はありません。「これはきつと昨日のお地藏さんにちがいないかんべえ」とさっそく畑の青トウガラシをもって、お礼に行きました。このことがたいそう評判になり、人々は「いぼ地藏さん」と呼び、近郷近在から願かけにやってくる人が跡を絶ちませんでした。そして、青トウガラシがいつも置かれていたそうです。

川越市教育委員会社会教育課刊行「続 川越の伝説」から



絵と文 池原昭治さん



とんち

編集日記

先日、点字ブロックの上に立ち止まり、考え込んでいた人に声をかけたら「電車を利用するのだけれども目が不自由のため、いつもだれかに手を引いてもらっている。1人では今の位置がわからない」という答え。そこで私は手を引かずに10分ほどいっしょにポイントを説明しながら歩いた。その人は「時間がかかっても慣れれば1人でできる。手を引いてもらうことはうれしいが、自分で行動できるように教えてもらえればもっとうれしい」と喜んでいたら「そのときどきの手助けは、もちろん大事なことだが、後になってその人が自分で行動できるようになる手助けが、大切なことだと考えさせられた。

TV

わが街川越 番組ガイド

38ch テレビ埼玉 毎週火曜日 午後5時30分～5時40分 ㊄午後10時15分～10時25分

■一部変更になることがあります。あらかじめご了承ください。



11.16

TUESDAY

第42回川越市美術展覧会

10月27日(水)～31日(日)、市民会館と市立図書館を会場に開催された川越市美術展覧会。日本画、洋画・彫塑、工芸、書、写真の5部門から力作715点が展示されました。番組では、展覧会の様子や授賞作品を紹介します。

11.15日(月) 午後5時～
38ch テレビ埼玉
「常盤6丁目情報局」に舟橋功一市長が生出演します。

11.23

TUESDAY

リサイクル

11月14日(日)、川越市リサイクルセンター(芳野台2-8-18)でリサイクル品を販売。一度は不用になった自転車、家具などが、シルバー人材センターで整備され、新しい所有者によって価値あるものに生まれ変わります。

11.15(月) 午前9時45分～10時
3ch NHK教育テレビ
「くらし発見」で川越が紹介されます。
再放送 11.19(金) 午前11時～
11.20(土) 午前11時30分～

11.30

TUESDAY

川越の伝説 時の鐘のはなしほか㊄

川越の伝説をアニメで紹介するシリーズ。今回は、川越のシンボル、時の鐘にまつわる話と、三千石の原で大蛇に出会ってしまったおじいさんの話、「三千石の原の大蛇」(古谷地区)をお送りします。

広報川越 826

■発行/平成5年11月10日(毎月10日・25日発行)
■編集/川越市広報課 〒350 埼玉県川越市元町1-3-1 ☎0492-24-8811内線433
■発行人/川越市長 舟橋功一
■印刷/徇新広社

広報川越は再生紙を使用しています